

助成の対象となる事業について

益田市社会福祉協議会

<助成対象事業>

1. 社会福祉活動に関する啓蒙、啓発、指導者等の養成訓練事業
 - ア) 広報紙の発行
 - イ) 福祉講演会、福祉映画会、福祉展示会の開催
 - ウ) 高齢者、障がい者、母子、父子等ふれあい交流事業
 - エ) ボランティア、青少年健全育成指導者の養成訓練事業

2. 在宅福祉等普及向上事業
 - ア) 在宅介護者に対する介護技術の指導、講演、情報提供
 - イ) 地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス
 - ウ) 地域の実情に応じた在宅保健福祉サービスに係る調査
 - エ) その他在宅保健福祉の普及向上に資する事業

3. 健康、生きがいがづくり推進事業
 - ア) 健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等の開催
 - イ) 健康、生きがいがづくりマニュアルの作成等啓発普及
 - ウ) 地域の実情に応じた健康、生きがいがづくりに係る調査研究
 - エ) その他健康、生きがいがづくりの推進に資する事業

4. ボランティア活動活性化事業
 - ア) ボランティア団体の活動資材等の整備
 - イ) ボランティア団体のネットワーク化のための事業
 - ウ) ボランティアに対する研修、講習
 - エ) その他ボランティア活動の活性化に資する事業

5. その他、地域福祉の向上に関する事業
上記以外の保健福祉の向上に資する事業

<助成対象として馴染まない事業>

1. 毎年恒例行事として開催されている、施設、団体、地区のふれあい祭等のイベントで、活動基盤が確立していると思われるもの（ただし、新規開催の場合は除く。）

2. これまでに本助成金の対象となった事業と同一の内容とみなされる事業

3. 単に器具や用具等の購入